

条例ができるまで ～市議会の流れ～

地方自治体は、さまざまな政策や事業を実施するため、「条例」というルールを定めます。条例案は、議会での審議を経て「議決」によりその成否が決まります。市川市で「条例」ができるまでの流れをみましょう。

本会議

1 議案の提出



条例を定めたり、改正したりするには、その案（議案）を議会に提出します。議案は市長と議員の両方とも提出できます。

平成25年度は、市長から25件、議員から1件の条例案が提出されました。

2 提案説明

議案の提出者が、議案の内容や理由を説明します。



市長が提出した議案は、市長が説明します。

3 議案質疑



議案について不明な点や疑問に思う点について議員がたずね（質疑）、執行機関が答えます（答弁）。

執行機関を代表して本会議に出席する人を、理事者といいます。

4 委員会での審査



本会議の質疑が終わると、議案は内容に応じて担当の委員会に付託されます。委員会は、より効率的かつ詳細に審査するために置かれており、議員はそれぞれの委員会の委員として審査を行い、多数決で委員会の意思を決めます。

市川市には、「総務」「健康福祉」「環境文教」「建設経済」の4つの常任委員会があります。

5 委員長報告



委員会の委員長は、委員会での審査の内容や結果を本会議で報告します。

6 採決

それぞれの議案について、各議員が賛成か反対かを表明し、多数決で議会の意思が決まります。可決された条例は市長に送付され、公布・施行されます。



賛成と反対が同数のときは、議長が決めます。

○平成27年定例会開会予定日○

2月定例会	2月17日(火)
6月定例会	6月12日(金)
9月定例会	9月4日(金)
12月定例会	11月27日(金)

※上記は予定であり、事情により変更される場合があります。